

下仁田町老朽空家除却補助金チェックリスト

●申請書の添付書類関係

- 除却工事実施(変更)計画書(様式第2号)
- 現場写真
- 平面図
- 除却工事を発注する町内業者からの見積書の写し
- 住宅の所有者が確認できる書類(登記事項証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書等)
- 町税等に滞納がない旨の申立書(様式第5号)
- 紛争が生じた場合、責任を持って解決することを記した誓約書(様式第6号)

(必要に応じて)

- 所有者が複数の場合は、除却工事施工同意書(様式第3号)
- 相続関係が確認できる戸籍謄本又は相続関係図(聞き取り等で作成)**
- 相続人が複数の場合は、確約書(様式第4号)

●補助の要件関係

- 自己の居住の用に供していた建築物(併用住宅を含む。倉庫、塀等を除く。)で使用されていないことが常態化しているものをいう。**(空き家状態1年以上)**
- 次のいずれかに該当しているか。

①昭和56年5月31日以前に建築の建物であり、「老朽空家の判定基準」で100点以上と評価されたもの。

②空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に規定する助言や指導が行われた空家。(ただし、法第14条第2項及び第3項に規定する、措置をとることの勧告を受け又は、命ぜられた場合は除く。)

- 除却工事 空家の全体を解体し、撤去し、更地にした後に不陸整正する工事であるか。**(後日確認)**
- 補助金交付の対象となる経費(家財道具、機械・車両等の移転又は処分費用等を除く。)が20万円以上であるか。 ※除却工事実施(変更)計画書の「補助対象経費」(E)
- アパートの用途で建築した建物でないか。
- 空家に抵当権が設定されていないか。
- 町内事業者(町内に事業所を有する事業者)が施工する除却工事であるか。
- 補助金の交付決定前に除却工事に着手していないか。
- 補助金の交付を受けることができる者及びその属する世帯全員が、町税等を滞納していないか。
- 本助成事業以外に、他の補助制度を利用していないか。
- 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないか。
- 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないか。
- 本助成事業の利用は初めてか。
- 年度末までに完了報告ができるか。
- 補助対象者は、次のいずれかに該当するか。
 - ①当該老朽空家の登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産税家屋台帳等)に所有者として記録されている者(所有者が死亡している場合は、その法定相続人)である。
 - ②前号に定めるもののほか、町長が特に認める者。
- 立入検査等に同意したか。

確認者